

「北九州市食育推進懇話会」 開催要綱

(目的)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項に基づき定める本市の食育推進計画の策定及び推進について、食育の関係者、関係団体、有識者等から幅広く意見を聴取することを目的に、「北九州市食育推進懇話会」（以下「食育懇話会」という。）を開催するもの。

(構成員)

第2条 食育懇話会の構成員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱した者をもって構成する。

- (1) 保健・医療関係者
 - (2) 保育・教育関係者
 - (3) 農林漁業関係者
 - (4) 民間企業等従事者
 - (5) 消費者団体構成員
 - (6) 食に関するボランティア団体構成員
 - (7) その他、食育に関して専門的知識を有するもの
- 2 構成員が欠けた場合は補欠構成員を置くことができる。

(任期)

第3条 構成員の任期は、委嘱の日から令和6年3月末までとする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、新たに委嘱した日から令和6年3月末までとする。

(座長及び副座長)

第4条 食育懇話会に座長及び副座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は食育懇話会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議の公開等)

第5条 食育懇話会の会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、座長の決定により非公開とすることができる。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報（情報公開条例第7条）に該当する事項を協議する場合
- (3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合
- (4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(会議録の公開)

第6条 公開の会議については、その会議録を作成する。会議録には次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 議題
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席した者の氏名
- (6) 議事の概要
- (7) 会議経過（発言の内容）
- (8) その他必要な事項
- (9) 問い合わせ先

2 非公開の会議については、前項に準じてその会議要旨を作成する。ただし、会議要旨には非公開の理由を記載するものとする。なお、前項第5号の出席した者の氏名については、出席した者の人数、前項第7号の会議経過については、発言の概要にかえることができるものとする。

（招集）

第7条 食育懇話会は必要に応じ座長が招集する。

（意見の聴取）

第8条 食育懇話会は必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（責務）

第9条 構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

（庶務）

第10条 食育懇話会の庶務は、保健福祉局健康推進課、子ども家庭局保育課、産業経済局農林課及び教育委員会企画調整課において処理する。

（委任）

第11条 要綱に定めるもののほか、食育懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月10日から施行する。